

公益社団法人 庄原市シルバー人材センター
地区班活動補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この交付要綱は、公益社団法人 庄原市シルバー人材センター地区班設置規程に基づき設置した地区班が、庄原市シルバー人材センターの啓発活動等を行った場合、その活動費の一部を地区班活動補助金として交付するための要綱とする。

(対象事業)

第 2 条 補助金交付の対象となる事業は、次に掲げる事業で活動時間が各 2 時間以上とする。また、庄原市シルバー人材センターの活動であることの表示等を行うこととする。

- (1) 各地区でのボランティア活動
- (2) 各地区の祭等での啓発活動等
- (3) その他啓発活動と思われる活動

(補助金)

第 3 条 補助金は、予算の範囲内で交付し、補助金額は次のとおりとする。

- (1) 食費は、活動者 1 人当たり 1,000 円とする。
- (2) 作業車、作業機器の消耗費と燃料費は、1 機器当たり合わせて 500 円とする。
- (3) 活動にかかる材料費は、実費とする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を理事長に提出するものとする。また、材料費等については、領収書等の証拠書類を添付するものとする。

(改 廃)

第 5 条 この要綱の改廃は理事会において決定する。

(委 任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 26 日から施行することとし、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。